

神奈川県糖尿病協会会則

昭和 49 年 5 月 12 日 制定施行

昭和 63 年 7 月 2 日 改正施行

平成 4 年 4 月 1 日 改正施行

平成 22 年 4 月 1 日 改正施行

神奈川県糖尿病協会

神奈川県糖尿病協会会則

第一章 総 則

- 第1条 この会は、神奈川県糖尿病協会と称する。
- 第2条 この会は、社団法人日本糖尿病協会神奈川県支部を構成する。
- 第3条 この会の事務局を神奈川県内に置く。
- 第4条 この会は、患者会の育成および療養指導を行う。
- 第5条 この会は、神奈川県に於ける糖尿病の治療及び予防についての啓蒙を行うとともに社団法人日本糖尿病協会及び同協会関東甲信越地方連絡協議会の事業の円滑な運営に協力することを主たる目的とする。
- 第6条 この会は、前条に掲げる目的を達成するために次の事業を行う。
1. 講演会、座談会等の開催。
 2. 糖尿病の治療及び予防に関する調査研究並びに必要な資料の配布。
 3. 機関紙の発行。
 4. 社団法人日本糖尿病協会並びに同協会関東甲信越地方連絡協議会との連携。
 5. その他この会の目的達成に必要な事項。

第二章 会 員

- 第7条 この会の会員は、次の通りとする。
1. 糖尿病患者、その家族及び医療関係者等で組織された団体（以下、各会という。）の構成員。
 2. 1.の団体に属さない糖尿病患者とその家族及び医療関係者。
 3. 糖尿病に深い関心を持ち、この会の趣旨に賛同する個人及び法人。
- 第8条 会員の加入については原則としてそれぞれの主治医又は医療機関に従属して組織された会の紹介を必要とする。
- 第9条 この会に会員名簿を備える。

第三章 役員

第10条 この会に次の役員を置く。

1. 会 長 1 名
2. 副 会 長 若干名
3. 常任理事 若干名
4. 理 事 若干名
5. 監 事 2 名

第11条 この会に相談役及び顧問を置くことが出来る。

第12条 この会の会長及び副会長は、社団法人日本糖尿病協会神奈川県支部の支部長及び副支部長となる。

第四章 選出方法

第13条 理事は、各会に於いて選出したもの（以下、選出理事という。）及び神奈川県内加盟医療機関の医療スタッフの中から会長が委嘱した選考委員により推薦された会員（以下、推薦理事という。）を理事会の承認を得て会長が委嘱してこれに充てる。

第14条 選出理事は、概ね各会の会員数 100 名につき 1 名の割合を以て各回ごとに選出する。

但し、会員数が 100 名に満たない場合に於いては理事会の承認を経て 1 名を選出する事が出来る。なお、この場合の理事は、会の代表者でなければならない。

第15条 推薦理事は、選出理事の数の 3 分の 1 を越えないものとする。

第16条 常任理事は、理事会に於いて互選する。

第17条 常任理事は、理事の中から会長を互選し、会長は、常任理事の中から副会長及び専務理事を指名して、理事会の承認を受けるものとする。

第18条 監事は、会員の中から理事会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

第19条 相談役及び顧問は、理事会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

第20条 この会の理事の中から社団法人日本糖尿病協会関東甲信越地方連絡協議会の理事を選出する。

第五章 職 務

- 第21条 会長は、この会を統轄し、この会を代表する。
- 第22条 副会長及び専務理事は、会長を補佐して会務を処理し、会長事故あるときはその職務を代行又は代理する。
尚、専務理事は、事務局を統轄する。
- 第23条 常任理事は、会長を助けて本会の会務を執行する。
- 第24条 監事は、この会の事業及び会計を監査しこれを理事会に報告する。また、理事会及び常任理事会に出席して意見を述べる事ができる。
- 第25条 相談役及び顧問は、会長の諮問に応じ理事会又は常任理事会に出席して意見を述べる事ができる。

第六章 任 期

- 第26条 役員任期は、2年とする。但し、再選を妨げない。
- 第27条 役員に欠員が生じた時は補佐の選出又は選任を行う。但し、会務に支障の無いときは次の改選期まで欠員を補充しないことがある。補欠者の任期は、前任者の残存期間とする。

第七章 機 関

- 第28条 この会に理事会を置きこの会の最高の決議機関とする。又、本会は、理事の過半数の出席（委任状を含む）を以て成立とし、出席理事の過半数の決により、可否を決議することとする。（可否同数の時は議長の決することとする。）
- 第29条 理事会は、会長が招集し、会長がその議長になる。
- 第30条 定例理事会は、毎事業年度の初めとその下半期の初めに開催する。なお、前記各事業年度の初めに開催する定例理事会は、この会の総会と読み替えるものとする。
- 第31条 会長が必要と認めた場合は臨時理事会を招集することができる。
- 第32条 会則の改定、収支、予算及び決算並びに事業計画、事業報告は、第29条に定める総会に替わる理事会の議決を経なければならない。
- 第33条 この会に常任理事会を置き会務の処理に関する協議機関とする。常任理事会は、必要に応じ会長が招集する。
- 第34条 この会は、必要に応じ委員会を置くことができる。委員は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。委員の任期は、役員に準ずる。
但し、会長は臨時に特別委員会を設置することができ、委員及び任期は会長が委嘱する。

第八章 会費及び経費

第35条 この会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入により支弁する。

第36条 会員は、毎月一定額の会費を拠出する。

会費は、原則として6ヶ月分を前納するものとする。

賛助会員の年会費は一口20,000円以上とする。

尚、医療スタッフの会員については別途定めるものとする。

第37条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日を以て終わる。

第九章 細 則

第38条 この会則に定めない事項並びにこの会の運営に関する細則は、理事会で定める。

附 則

1. この会則は、昭和49年5月12日から施行する。
2. この会則は、昭和63年7月2日から改正施行する。
3. この会則は、平成4年4月1日から改正施行する。
4. この会則は、平成22年4月1日から改正施行する。